参考様式（第７条関係）

**誓　　約　　書**

当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

事業名　　□耐震診断　　　□耐震設計　　□耐震改修　　□除却

□段階的改修（１回目）　□段階的改修（２回目）

対象建築物名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条　この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　（あ　て　先）

　　申請者名

　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　資本金の額　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　職員総数　　　　　　　　　　　人

　　　　　　　　　　　　　　（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）